

# 「上川町定額減税補足給付金（調整給付）」 のご案内

## 「調整給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われています（注1）。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては**、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した**「調整給付金」が支給**されます。

（注1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

## 支給対象者について

**以下のいずれにも当てはまる方が支給対象者となります。**

- ① 定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額（＝令和5年分所得税額）又は令和6年度個人住民税所得割額を上回る方で合計所得金額が1,805万円以下の方
- ② 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方

## 給付金の支給額について

### ① 所得税分控除不足額（0より少ない場合は0）

$$\begin{array}{l} \text{=} \\ \text{=} \end{array} \begin{array}{l} \text{定額減税可能額（※1）} \\ 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \end{array} \begin{array}{l} \text{—} \\ \text{—} \end{array} \begin{array}{l} \text{令和6年分推計所得税額} \\ (= \text{令和5年分所得税額}) \end{array}$$

### ② 個人住民税分控除不足額（0より少ない場合は0）

$$\begin{array}{l} \text{=} \\ \text{=} \end{array} \begin{array}{l} \text{定額減税可能額（※1）} \\ 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \end{array} \begin{array}{l} \text{—} \\ \text{—} \end{array} \begin{array}{l} \text{令和6年度分個人住民税} \\ \text{所得割額} \end{array}$$

$$\text{支給額} = \begin{array}{l} \text{上記} \\ \text{①所得税分控除不足額} + \text{②個人住民税分控除不足額} \\ \text{（1万円未満の端数を切り上げた額）} \end{array}$$

※1 扶養親族数には、控除対象配偶者及び16歳未満の扶養親族を含みます。ただし、国外居住者を除きます。

# 給付金の支給手続き

①対象者のうち、上川町に口座受け取り情報が**ある方**→上川町から「**支給のお知らせ**」を送付します。

②対象者のうち、上川町に口座受け取り情報が**ない方**→上川町から「**確認書**」を送付します。

(注) 令和6年度個人住民税課税団体が給付主体となることから、原則、令和6年1月1日に上川町に住所がある方は上川町から「支給のお知らせ」又は「確認書」を8月中旬頃に送付いたします。



●給付金の「受取辞退」又は「振込先口座の変更」を行う場合**以外**  
**手続き不要**です。



●給付金を受け取るには、**返信が必要**です。



●確認書の記載内容をご確認のうえ、振込先の口座情報など必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返信ください。



●指定期日 **(令和6年8月30日)**までに辞退又は口座変更がない方については、支給決定通知を送付したのち、9月中旬ごろに受取口座に振込みます。

確認書提出期限：

**令和6年10月31日**



●審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。※確認書を受理した日から2週間後が目安です。

## その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の「**振り込み詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

## お問い合わせ先

上川町役場税務住民課 税務グループ

定額減税補足給付金（調整給付）窓口



**01658-2-4052**

受付時間 8:30~17:15（土日祝、12/31~1/5を除く）